

広文協通信

第45号
2024年3月

自治体における公文書等の保存と管理

広島県市町公文書等
保存活用連絡協議会

令和5年度行政文書・古文書保存管理講習会

「松江市文書館（仮称）整備構想」と「史料」をめぐる松江市の取り組み

松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課 小山 祥子

令和5年度の行政文書・古文書保存管理講習会を10月31日（火）、広島県情報プラザ第1・第2研修室で開催しました。全体テーマを「市町における歴史資料の保存と活用」とし、市町における行政文書の保存の取組や博物館における古文書を活用した取組についてご講演いただきました。

午前の講演会では、松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課の小山祥子氏に、平成31年3月に取りまとめられた「松江市文書館（仮称）整備構想」や古文書などの地域史料保存についてご講演いただきました。『松江市史』編纂事業の終了後、収集した史料や市役所の行政文書の保存管理が課題となり、文書館（ぶんしょかん）整備を構想し、古文書の保存や行政文書選別の検討がなされたことをご説明いただきました。



はじめに

松江市では、平成21（2009）年度から「松江市史編纂事業」を開始し、令和元年度末までの11年をかけて『松江市史』全18巻を刊行した（写真1）。ただ、市史編纂事業における課題として、残された市内の史料調査と、松江市が保有する公文書を適切に評価・選別し、歴史的に重要な公文書を確実に保存する必要性を指摘されていた。その一方で市役所内部でも膨大な永年保存文書の取扱いが大きな課題となっていた。そこで、地域に所在する歴史史料と歴史公文書を保存・活用する「文書館」を整備することが必要であるとして、平成31年3月に「松江市文書館（仮

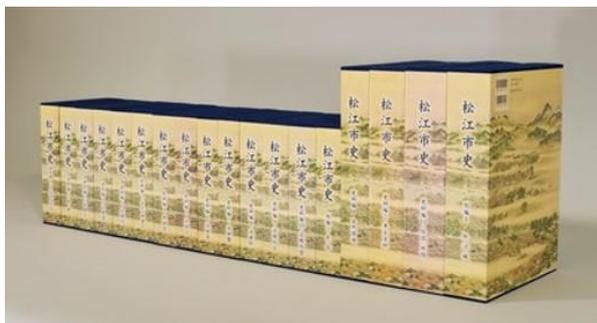


写真1 『松江市史』 全18巻

称）整備構想」を策定した。その後約5年、松江市における「史料」に対する取り組みと、これからの展望について紹介する。

1. 「松江市文書館（仮称）整備構想」策定の背景

松江市では、平成21年～令和元年度まで「松江市史編纂事業」を実施。11年間をかけて全18巻を刊行した。編纂事業開始のきっかけとなったのは、平成19年～23年度の5年間開催された「松江開府四百年祭」であり、平成19（2007）年度に策定された本事業の基本計画に「松江市史及び松江開府400年祭記念誌を編纂する」と明記されたことである。

松江市史編纂事業は、市史編纂とその成果を市民に還元していくための基本的事項を決定する「編纂委員会」、市史全体の編集を中心となって行うとともに必要な史料の調査・整理及びその総括を行う「編集委員会」、専門分野ごとに具体的な内容の調整を図る「専門部会」の3つの外部委員会と、市史編纂を円滑に遂行していくための事務局である「史料編纂室」という組織体制で行われた。これら4者が一体的かつ有機的に機能し、市史編纂事業はほぼ当初の計画通りに終了した。

松江市史編纂事業も終盤に差し掛かった平成29年度頃から、編纂事業後のあり方について、編纂委員会、編集委員会、部会長会議（各専門部会の部会長で構成する会議）などで盛んに議論が行われた。通常、自治体史の編纂が終了すると事務局である編纂室は解体される。しかし、そのために編纂事業で確認、あるいは収集された史料や編纂に関わる多くの史（資）料が不明になる事態も起こりえる。こうした懸念もあり、「松江市史編纂事業の成果と課題」が整理され、残された課題をどう解決していくかの模索が始まった。

市史編纂事業では特に「史料編」を重視し、そのために松江市域に関する歴史史料をできる限り把握することに努めてきた。これにより、約10万点を超える文書の調査を実施し、目録化が実現した。しかし、特に近世・近現代史料については未調査の史料が数多く眠っており、編纂事業後も継続的な調査及び保存の措置を行うべきと指摘されていた。併せて、松江市役所の保有する公文書についても、評価・選別の上、歴史的に重要な公文書を確実に保存すべきとされた。

こうして、市史編纂に関わる委員会において「これらの膨大で多様な文書群を的確に整理し、保存・公開・活用を図っていくため、それにふさわしい独自の公的機関として松江市独自の文書館を立ち上げることが不可欠」との議論が行われてきた。

その一方で、平成の大合併から10年を経過した平成27年度頃より、各支所の文書庫に残された合併前の旧町村役場文書の取扱いについて、市役所の総務部総務課より史料編纂課に相談が来るようになっていた。史料編纂課では市史編纂、特に近現代史編の編纂のために、旧役場の公文書についても調査し、重要な文書は「史料編」に掲載するなど、その実態を把握していたためである。また、ゆくゆくは市役所新庁舎の整備も計画されており、旧町村文書にとどまらず庁舎内の膨大な永年保存文書をどうすべきかについても大きな課題となっていた。

こうしたことから、平成28～29年度には文書館整備に向けた情報収集のため先進地の事例視察を実施、平成30年度には総務部と歴史まちづくり部により現用公文書の実情把握や、アーキビスト育成のため、史料編纂課と総務課の職員が国立公文書館研修の受講を開始するなど、少しずつ文書館構想に向けた動きが始まり、公文書に関しても課題を整理し解決に向けた模索を始めたのである。

1-1. 公文書に関する松江市の課題

公文書に関して、まずは松江市の抱える課題を整理するため、旧町村役場文書を除く松江市の文書について調査を

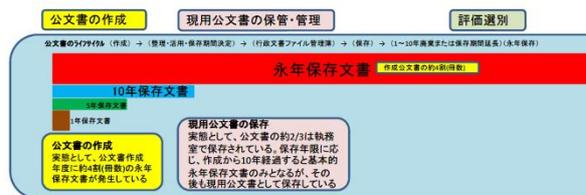


図1 これまでの松江市における公文書管理
（「松江市文書館（仮称）整備構想」(H31.3策定)より）

行った。課題は大きく分けて3つあった（図1）。まず一つは保存期間の問題である。当時の「松江市文書取扱規程」（以下「旧取扱規程」）に定められた文書の保存年限は1・3・5・10・永年保存となっており、永年保存文書は、すべて現用文書として保存されることとなっていた。また、その永年保存文書量は、平成29（2017）年度段階で全体の文書量の約7割を占めていた。明らかに永年保存文書が公文書庫を圧迫している現状が見て取れた。

2つ目の課題は複数の文書庫による分散管理である。松江市では旧取扱規程上、文書は完了後1年間、担当課に保管された後、総務課が管理する文書庫へと移管され、保存期間満了まで保存される。その文書庫は5つに分かれており、その多くが満杯あるいは7割以上の収容率であり、かつ老朽化している。こうしたこともあり担当課での保管期間を過ぎても文書庫に移管されず、各課の管理する執務室や倉庫に膨大な永年保存文書が収められている状態となってしまう。さらには前述のとおり、各支所の文書庫にも旧役場文書が収められている。

3つ目の課題は永年保存文書の発生年代である。永年保存とされた文書の内訳を調べてみると、明治・大正・昭和期以前に発生した文書は全体の5%に満たず、約95%は平成元年以降に発生した文書であることがわかった。膨大と言われた永年保存文書であるが、古い時代の貴重な文書はあまり残されていなかったのである。

1-2. 松江市域の古文書調査の課題

一方、松江市史編纂事業で重点的に行ってきた松江市域の古文書調査についても、前述のとおり課題が残されていた。編纂事業では国庫補助事業で市内の個人所蔵文書や寺社所蔵文書の調査を実施し、さらに松江市単独事業としても調査対象の所蔵者・所蔵機関を松江市外の全国に広げ、各種の史料調査を行い、目録化やデジタル化（デジタルカメラ撮影）を実施した。これにより平成30（2018）年12月時点で101,526点の史料の目録化ができ、このうち38,494点については松江歴史館や史料編纂課といった松江市の史料保存機関に寄贈・寄託された（次頁、図2）。

国庫補助事業実施分:	20,761 点
旧町村役場・公民館・区有文書調査実施分:	20,739 点
その他調査実施分:	41,265 点
央道町実施分:	18,761 点
合計:	101,526 点

松江歴史館収蔵	23,124 寄託
	10,118 寄贈
史料編纂課収蔵	5,252 寄贈
合計:	38,494

図2 調査済み古文書等点数 (※平成30年12月段階)
(「松江市文書館(仮称)整備構想」(H31.3策定)より)

特に中世以前の松江に関わる歴史史料(古文書等)については市内外を含めほぼ網羅的に把握することができ、それらを『松江市史』の史料編に掲載した。しかし、膨大な史料が存在する近世・近現代史料については、多くの未調査地域を残したままであった。編纂事業が「松江開府四百年祭」を契機として開始したこともあり、「これまで十分な史料調査がされていないため明らかにされてこなかった松江藩の歴史を解明するため」と「松江市史編纂基本計画」にも明記されたとおり、特に松江城下町地域を中心に精力的に調査を行ったことも、少なからず影響したと考える。平成の大合併により広がった市域全域を対象とした網羅的な調査には至っておらず、未だ膨大な数の近世・近現代史料が未調査のままとなっている。

また、史料の寄贈・寄託の受入れに関しても課題があった。平成23年に松江歴史館が開館し、古文書を含む資料を収蔵するための収蔵庫も完備されたが、博物館施設であるため収蔵対象は民俗資料、美術・工芸品など幅広いものの収蔵スペースには限りがあるため、すべての歴史史料(特に近代以降の古文書類)は受け入れづらい実情があった。

このように、歴史史料の調査・保存に関しても「松江市全域の古文書所在確認調査の必要性」と、「松江歴史館では収集しない歴史史料(特に近代以降の地域に残る古文書など)の受け皿の必要性」が問題とされた。



写真2 松江市文書館(仮称)検討委員会

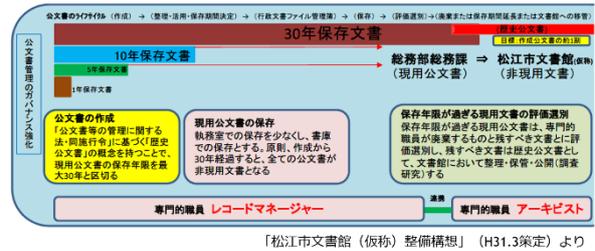


図3 これから目指す松江市における公文書管理
(「松江市文書館(仮称)整備構想」(H31.3策定)より)

1-3. 文書館整備構想の策定へ

松江市の公文書と地域の歴史史料についての課題を受け、平成30(2018)年10月19日に「松江市文書館(仮称)検討委員会」として松江市史編纂委員と松江市行政の部長級職員(総務部長、歴史まちづくり部長)を委員とした委員会を設置(写真2)。全3回の議論を経て、ついに平成31年3月28日に「松江市文書館(仮称)整備構想」(以下「整備構想」)が策定された。

「整備構想」で示した目指す文書館の姿は次のようなものである。まず、公文書管理の見直しにより、文書の保存期間を国に準拠した最大30年とし、評価・選別を実施することで歴史的に重要な公文書を保存することとした。ここでは、現用公文書の管理を行う記録マネージャーと、評価・選別を実施し非現用文書(歴史公文書と地域の歴史史料)を取り扱うアーキビストとが連携することが重要とされた(図3)。

次に、松江市文書館(仮称)は、評価・選別を経た歴史公文書とともに、地域に所在する歴史史料のうち松江歴史館の保管しない文書を収集・保存・管理することとした。松江歴史館の収蔵の基準に鑑みつつ、松江市域の歴史史料の受け皿となることを目指したものである。

そして、松江市文書館の基本機能は「史料の収集(評価・選別)・整理・保存」、「史料に基づく調査研究・歴史編纂」、「史料・情報の公開と提供」であるとし、これらを果たすことのできる文書館の機能整備を行っていった。

「整備構想」では、文書館整備の推進にあたって今後関連計画の策定や例規等の整備とともに、永年保存文書の点検、歴史史料の継続調査、「評価・選別の基準」の作成など、事前の準備・検討を進めるべく文書館機能を優先的に整備する必要があるとした。そのため、整備の場所の決定や時期を待たずして、各種の機能整備の取り組みを行ってきた。

2. 「史料」をめぐる現在の取り組み

平成31(2019)年の「整備構想」策定後、歴史まちづくり部史料編纂課は令和2(2020)年3月に松江市史編纂事

業を完結させ、組織を解体させることなく名称を「史料調査課」と変更し、市史編纂の後継事業として地域の歴史史料調査と文書館の機能整備事業を担う部署として再スタートを切った。特に文書館に関しては、部を超えて総務課との連携が必須であり、定期的な連絡会の実施や担当者同士の日常的な情報共有と共同作業を行うように努めた。こうした中で文書管理や歴史公文書概念について総務課との認識の共有を図っていった。実施した取り組みは次のようなものである。まず、公文書については、現状把握と歴史公文書の保存に着手した。

・文書の総点検の実施

令和元年度に総務課を中心に全庁的な文書の総点検を実施し、点検結果を庁内で共有する文書目録に反映した。

・評価選別基準(案)の作成

先進自治体の事例を集め、松江市の評価選別基準(案)を作成した。中でも松江市の特徴の一つであった残存数の少ない昭和期以前の公文書は全て保存対象とし、積極的に収集に入っている。

・マイクロフィルム化文書の原文書の把握・保存及び目録整備

平成7年～23年度に合併前の旧松江市において、公文書マイクロフィルム化事業が行われたが、この中で原文書が廃棄されずに残っているものがある。これらを目録と照合し所在を確認、昭和期以前の文書を中心に保存措置と目録の整備を実施している。

・老朽化書庫や移転予定の支所からの文書移動

書庫や支所庁舎のうち老朽化が著しい場所や新たな場所への支所機能移転が決まったところについて、文書移動に向けた書庫内の文書の保存措置を実施した。

このように、これまで長い間文書庫の中で保存されてきた永年保存文書の所在を確認し、昭和期以前の作成文書を中心に保存の措置を進めている。また、一方でこれからの



写真3 古文書所在確認調査のようす

文書管理の仕組みとして、文書取扱規程の改正と電子公文書の仕組みを取り入れた。

・「松江市文書取扱規程」の改正(令和5年1月)

「松江市文書取扱規程」を改正し、文書の保存期間を最大で30年とし、永年保存を廃止した。また、保存期間を満了した文書は評価・選別を行い、歴史公文書は「歴史公文書担当課長(いずれは文書館長)への移管」をして適切に保存を行うこととした。

・文書管理システムと電子決裁システムの導入

システムの導入により、明治22(1889)年の市制施行以来長い間行ってきた紙媒体での公文書管理から、電子媒体管理への切り替えを行った。

・新庁舎整備に伴う公文書の整理や評価・選別のための中間書庫の整備

前述の老朽化書庫や移転予定支所の書庫だけでなく、市役所新庁舎整備により、書庫・執務室など本庁舎内の膨大な文書の移動が必要となる。電子決裁システム導入も予定していたため新庁舎への紙文書保存可能量は多くなく、必要な文書を廃棄せず保存、さらに評価・選別を行うためには中間書庫となる文書庫が新たに必要となる。そのため、総務課が既存施設を利用した書架の設置と作業場所確保を進めている。

続いて、地域の歴史史料(古文書等)については、取り組みの大きな拠り所となっているのが令和3年12月に策定した「松江市文化財保存活用地域計画」である。本計画は松江市文化財行政のマスタープランとして、市内の未指定文化財も含めた保護・保存、活用を目指しており、古文書についても市域全体を対象とした所在確認調査を実施することとされた。そこで、市域を1)日本海沿岸地域、2)中海・宍道湖沿岸地域(北岸)、3)中海・宍道湖沿岸地域(南岸)、4)中国山地北麓地域というように4つの地域に分け、それぞれの特色を明らかにするため29公民館区を単位とした古文書所在確認調査を行うこととした。公民館に協力を依頼し、地域の歴史に詳しい方を通じて史料情報を入手し、調査に訪問している(写真3)。また市域の小学校については、まずは市内33小学校の「学校沿革史」を中心とした調査を実施。昭和期以前の学校沿革史についてはデジタル撮影し記録保存を進めている。

こうした調査情報の記録・保存により今後の歴史研究の基礎史料とするとともに、活動を通じて地域の方々に「史料を捨てないで」という意識を持っていただくきっかけづくりにもしている。

公文書や地域の歴史史料の所在を把握し、その中で歴史的な市政のあり方や地域の特徴など少しずつ明らかにな



写真4 各種刊行物

っていることもある。こうした史料調査から得られる情報は、各種刊行物の発刊やWebを通じた講座配信、公式ホームページやSNSなども利用し積極的な発信に努めている(写真4)。そのほか、市史編纂事業以来蓄積された歴史・史料情報は、日常的な歴史に関するレファレンス業務にも役立っている。

おわりに 一今後の展望一

松江市の文化財行政を担う文化スポーツ部は、現在6つの課(館)で構成され、そのうち5つが文化財を所管する部署として機能している(図4)。これらは過去をたどると松江市教育委員会文化財課(一部は市長部局の観光部局)だけで担っていたものであり、平成の大合併頃から徐々に拡大と機能の細分化を進めてきた。専門職員の数も増加し、特に埋蔵文化財や美術工芸、文献史料についてはより深い調査研究が行える体制が整ってきているが、その分、課を超えた連携を取りづらくなっているのも現状である。

松江市の文書館は、歴史史料と歴史公文書を等しく保存し、史料と歴史情報を公開・提供する施設として機能させていく。そこには市の部局を超えた取り組みを継続的に行える仕組み作りが欠かせない。具体的には、まず公文書に

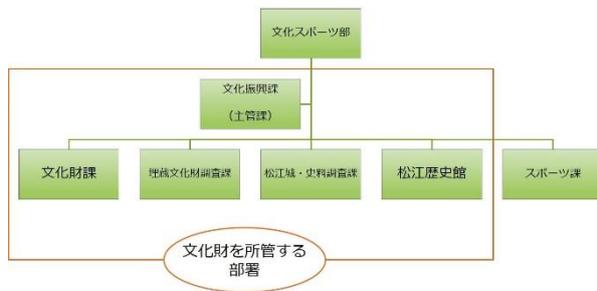
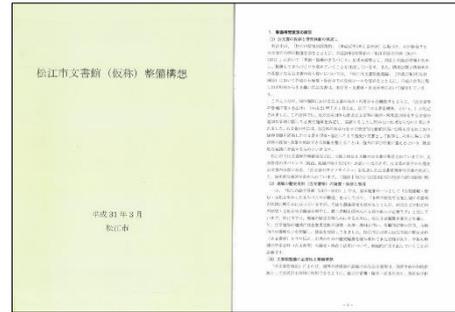


図4 松江市文化財保護行政の組織体制(R5年度)



「松江市文書館(仮称)整備構想(平成31年3月)」は、松江市ホームページ「松江市史トップページ」に掲載されています。
https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/bunkasportsbu/matsuejo_shirochosaka/rekishi_bunkazai/1/2931.html
 (令和6年3月31日最終確認) <事務局>

については、現用公文書管理は総務部総務課、評価・選別及び歴史公文書管理は文書館という役割分担を行うとともに、公文書の流れを止めることのないよう連携を取り続ける。また、そのためには全庁的な理解を得ることが必須であり、庁内での文書保管実地調査や研修も重要な意味を持つ。一方の地域の歴史史料(古文書等)については、所在確認調査を継続的に実施し、その実態を把握するとともに、地元での保存が困難な史料については松江歴史館との調整の上、寄贈・寄託を受け付け、松江市として適切に保存することを進めていく。そして収集・保存した史料(歴史公文書・歴史史料)は文書館において閲覧に供し、展示や刊行物などを通じて積極的に公開していく。このような調査により蓄積された史料情報は、文書館だけで所有しておくのではなく、今後整備を進める「文化財情報デジタルアーカイブ」等に集約し、様々な文化財行政に活用するとともに、状況が整えば順次公開情報を増やし、広く利便性を向上させていく。

このように、松江市の文書館は史料を集め、守り、調べることを通じて松江の歴史を紐解くとともに、市民、行政、研究者など広く歴史情報を求める人々に対し、役立つ史料を提供できる場所として、整備を進めていきたいと考えている。



保存管理講習会(午前)の様子

令和5年度行政文書・古文書保存管理講習会

古文書解読クラブの活動 —歴史資料の活用を模索して—

大磯町郷土資料館 富田 三紗子

午後の講演会では、大磯町郷土資料館の富田三紗子氏に、古文書解読クラブの活動を通じた歴史資料（古文書）の活用の取組についてご講演いただきました。

古文書解読クラブは、郷土資料館に収蔵されている「用田村伊東宗兵衛家文書」を用いて、古文書解読や、輪読形式でテキストを読み進める活動に取り組んできました。また、古文書の内容を会員同士で解説する取組、現地見学会の開催、展示を通じて成果を発表するなど様々な活動に取り組んできました。現在では、大磯宿小島本陣資料の休泊帳や大磯町助役日誌を解読する活動を行っています。

今回のご講演では、古文書解読クラブの活動を紹介していただくとともに、活動を通じた課題を踏まえて、歴史資料（古文書）の活用方法をご紹介いただきました。



1. はじめに

大磯町郷土資料館（以下、当館）では、平成11年（1999）から市民と共に調査研究を行う、学級活動を実施している。現在まで、民俗に親しむ会、草と木の調査、海の教室、古文書裏打ちクラブ（裏打ちの会）、石仏クラブなどを実施してきたが、現在は、古文書裏打ちクラブ、古文書解読クラブ、写真整理クラブ、海の教室の4つのクラブ（学級、ワークショップ）が活動している。

これらの活動に共通することは、町民を中心とした市民を会員として、当館の活動に必要な調査や、資料整理を、学芸員と一緒にすることにある。特に筆者が担当している古文書解読クラブでは、活動の成果を、博物館の展示や、博物館が発行する刊行物などのかたちにしてきた。

このような活動は、市民の力を借りて博物館活動を展開する事業であり、時には「市民ボランティア」や「市民との協働活動」と言われ、当館のような地域博物館では多くの機関が実施している。ここでは、歴史資料（古文書）の活用という視点から、古文書解読クラブの活動を紹介する。

2. 古文書解読クラブの概要

古文書解読クラブは、平成24年度から実施している。主催者である当館が主眼とした活動の目的は、参加者と一緒に当館が所蔵する古文書の解読を進め、所蔵資料の整理や活用を促進することである。

実は、当館には、歴史担当の学芸員が、昭和63年（1988）の開館以来、24年間配属されなかった。つまり、このことは筆者が配属されるまで歴史担当の学芸員が不在であったということになるのであるが、そのため、筆者が着任した際は、未整理の古文書が大量に収蔵庫に所蔵されている状況にあった。また、8年間続けられた古文書裏打ちクラ

ブで修復された資料も、修復されただけで未整理状態になっているという課題があった。そこで、古文書解読クラブにおいてそれらの未整理資料の解読を進め、資料整理を少しでも進めたいと考えた。

古文書解読クラブの活動は、原則として毎月第一土曜日の午後2時から4時に実施し、会員数15人を上限に11～14人が参加している。会員の募集については、退会者が出た場合に、年度を単位として行っている¹。

メインの活動は月1回としたが、クラブの活動を続けているうちに、もっとたくさん解読したいという希望を会員からいただくようになり、2年目頃から、有志のメンバーで週1回活動することになった。この活動は、現在は、毎週金曜日の午前9時30分から11時30分を原則として実施し、現在の参加者は7人である²。

本クラブの特徴は、当館が所蔵する古文書をテキストとするということにある。これは、一般のカルチャースクールなどで行われる古文書解読講座にはない特徴といえ、時には実際に本物の資料を解読する。また、解読の成果は、必ず展示や資料集として発表するようになってきた。解読して終わりではなく、博物館活動の一環として成果を公表することを重視している。

3. 用田村伊東宗兵衛家文書を整理する

具体的にどのような活動をしてきたのか紹介する。

最初に実施した活動は、用田村伊東宗兵衛家文書（以下、伊東家文書）の整理、展示発表、そして目録の発行である。伊東家文書は古文書裏打ちクラブで裏打ちした文書群の一つであり、先述した通り、裏打ち済み資料の整理を進めたいという目的があったため、本資料群を対象資料として選定した。裏打ち済み資料には、襖の下張り文書など、様々な種類の資料があったが、初心者も含めた市民と共に解読

を進めるためには、ある程度一般的な地方文書群の構造を持った資料群の方が扱い易いと判断し、唯一、裏打ち済み資料の中でその体裁を持っていた伊東家文書を対象とした。

用田村は現在の神奈川県藤沢市用田の地域にあたり、伊東宗兵衛家とはその土地の有力者(名主家)であった伊東三家の内の一つの家である。姻戚関係によって大磯の個人宅に伝わったため、藤沢市史では調査対象となっておらず、未発見資料として大磯町に伝わった。平成11年(1999)に当館に寄贈され、平成17年頃に裏打ちを行ったようだが、その後は目録なども作成されず、そのままになっていた。そのため、古文書解読クラブで解読して、その全容を明らかにすることを、最初の目的とした。

事前に担当者が文書全体に目を通し、市民が解読して問題ないかを確認した。文書の作成年代は、江戸時代後期から明治時代初期であり、概ね問題はないと予測していたが、当時代においてもセンシティブな内容が含まれることもあるため、このような確認は必須だと考える。

古文書解読クラブの解読作業は、この伊東家文書の中からテキストになる資料を選び、テキストにして講義形式の解読講座を行うことから始めた。このような形式で講義を続ける内に、上級者と初級者で活動内容を分けた。上級者は筆写班とし、担当者が作成した仮目録から解読したい資料を選んで、自由に解読していただいた。初級者は学習班とし、担当者がついて輪読形式でテキストを読み進めるようにした。

ただし、この方法だとせっかくのクラブ活動で、参加者が分かれてしまうという問題があった。そのため、筆写班の会員が学習班の会員へ、自身が解読した古文書にどのようなことが書かれていたのか、その内容を説明する時間を設けた。次第にこの解説時間が長くなってきたため、筆写班の会員が学習班に教える方法を採用することにした。筆

写班の会員は、自身が解読した古文書の中から興味を持った古文書を選び、学習班のテキストにして、学習班の活動において、担当者に代わって講師を務めていただくことにした。

筆写班の会員は、もともと古文書解読クラブに参加する前から、他館やカルチャーセンターなどで開催された古文書解読講座等に参加したことがあるなど、古文書を解読したことがある方が中心になっていたため、自身で解読する能力が十分にあった。彼らに講師のような役割をお願いすることによって、その能力を所蔵資料の整理や調査に結び付けたいと考えたところ、その能力は思いのほか発揮され、筆写班の会員は自主的に解読した古文書の内容に関連する研究書などを調査し、学習班の会員に発表する際、古文書の背景などを解説するまでに至った。さらには、月1回の頻度では足りないという意見が出たため、平成26年度から筆写班については毎週金曜日にも自主的に解読する時間を設けることになった。

また、伊東家文書を解読する過程で、もう一つ動きがあった。解読を進める中、一度、古文書が作成された用田の現地見学を行いたいという意見が出た。会員の中には、既に自主的に用田を訪ねた者もいて、クラブの中で現地の様子を報告していただいた。そして、平成25年12月8日に、古文書解読クラブ会員有志で、用田の現地見学会を開催した。伊東家文書の中には当主が描いた用田の地図などがあり、現地を見学することによって土地勘を得ることができた。

当初、他地域の資料を扱うということは、純粋な地元の地域資料ではないため、町民の関心をそぐのではないかと危惧していたが、かえって知らない地域ということに興味関心を持つ方が多かった。用田の現地見学会は、会員の中から自発的に声が上がって実現した企画であり、このような活動は、やってみなければどのように発展するかわから



筆写班の会員が学習班の会員へ解説



現地見学会の様子

ないことを実感した。

4. 用田村伊東宗兵衛家文書を展示する

古文書解読クラブの活動の次のステップとして、伊東家文書をテーマに、展示を開催することにした。

きっかけは、先述した通り、活動を進めるにつれ、クラブの会員が自主的に用田や伊東家に関する事柄を調べるようになったことに始まる。藤沢市文書館に關係の資料があることを調べた会員が、クラブで当該資料を紹介したいと担当者である筆者へ相談し、そのため、筆者から同館に対して必要な手続きを行った。このことをきっかけとして、同館に伊東家文書が大磯にあることが伝わり、たまたま同館が、用田が含まれる御所見地区の所在資料について見直し調査をされていたことから、伊東家文書のマイクロ写真撮影に協力することになった。

近々、藤沢市文書館から伊東家文書に関する報告書が出されるということを知り、古文書解読クラブの会員へ伝えたとこ、解読を進めていた私たちも報告を行いたいという提案があり、平成27年(2015)10月24日から12月13日を会期として、展示を開催することが決まった。

企画展の開催趣旨は、古文書解読クラブの成果を発表することによって、伊東家文書の全容を紹介し、用田村の概要、伊東宗兵衛家を介した用田と大磯との関係を紹介することとした。展示内容を古文書解読クラブの活動成果と結び付けたいと考えたため、前年度から筆写班で始めた毎週金曜日のクラブ活動を、展示の準備作業に当てた。

この時、筆写班の会員として展示準備に携わった会員は5人いた。その内、4人の方には、伊東家文書の中から一つのテーマとなる古文書を選択していただき、企画展示室の一つのコーナーを担当して展示を制作していただいた。また、この作業と関連して、図録の一つのテーマを担当し

ていただき、原稿の執筆もお願いした。

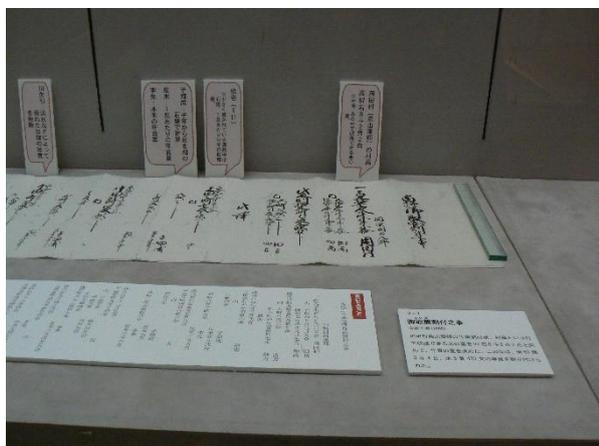
このような作業を行うためには、特定の古文書に向き合い、関連の事象を調査する意欲がなければ難しい。5人の内1人は、そこまでの作業をすることは難しいが、展示内容に対する意見交換や、展示資料の列品などの作業については参加したいという考えであったため、その作業をお願いすることにした。

博物館の展示作業に市民が携わることは、既に他館でも行われており、目新しいことでもなく、地域博物館における市民の協働事業として、その効果が評価されている。ここでは、今回の報告テーマに従って、歴史資料の活用という視点から、その効果をまとめたい。

歴史資料の活用という視点から当館が実施した伊東家文書の展示について述べれば、市民が特定の古文書を対象として一つの展示を制作したり、図録を作成したりすることによって、古文書に対する理解は大いに深まる。また、自身が調査した古文書には自ずと愛着が湧き、会員によっては自分の展示を多くの人に見てほしいという欲求につながったようである。結果として、会員の家族や知人に企画展のチラシを配っていただくことにより、恐らく普段は古文書に関心を持たない方も、古文書の存在を知るきっかけにつながった。ただ古文書を展示する以上の活用成果が得られたと、筆者は考える。

実際の展示風景は、写真の通りであるが、吹き出しを使って解説したり、クイズ形式にしたりするアイディアは、会員が発案したものである。また、会員の全てが展示企画に携わったわけではないため、クラブの活動内で、他の会員に対して会員間で展示解説を行っていただいた。

本展示に対する見学者の反応についても、当館としては十分な成果を得ることができた。展示の観覧者数は、42日間の開催に対して4,594人であり、1日平均109.38人で



展示風景：吹き出しを使った解説



会員間の展示解説

あった。当館の企画展は、だいたい4,000人程度の観覧者数であれば通常の水準であるため、他の企画展と比較して、観覧者数の面からも遜色はなかった。

アンケート(52件)から来館者の感想などを分析すると、展示テーマから町外からの関心が高く、大磯町内18人、神奈川県内30人、神奈川県外4人と、アンケートを書いていた見学者は、大磯町外の方が町内の方を上回った。県内は、用田の地域資料を扱ったこともあり、藤沢市在住の方が多かった。

藤沢市在住の方からは、地元地域に対する理解が深まったという感想をいただいた。また、市民が古文書を解読して調査するという、古文書解読クラブの活動に対する感想もいただいた。見学者は、地元の歴史が書かれた古文書に親近感を持ち、資料の整理を行ったのが市民であるということから、古文書の保存、整理活動にも関心を持ったようである。

さらに、本展では展示解説を2回開催したが、初回は約50人の参加があり、当館の企画展示室(84.12㎡)から参加者が溢れていた。いわゆる「南極の石」のように世間的に注目を受ける資料があったわけではないが、市民を巻き込んだことによって、多くの方に関心を持っていただけたのではないだろうか。

5. 大磯宿小島本陣資料の休泊帳を解読する

ここからは、現在も続く二つの活動を紹介する。展示の実施、目録や図録の発行をもって、伊東家文書の解読は終了した。次の活動は、一つの資料を長期間にわたって解読することにし、東海道大磯宿の本陣を務めた、小島家の休泊帳を解読することにした。

大磯宿には本陣が3軒あったが、その内、小島家の資料が現存しており、当館で保管している。小島本陣については、戦後、町に教育委員会が発足してわりとすぐの頃から



展示解説の様子

解読や整理が進められ、1960年代、また1980年代に資料集として翻刻文が刊行されている。ただ、改めて解読すると誤りが多く、特に1960年代に発行された資料集はガリ版刷りで、資料集自体に酸性紙の劣化現象が見られている。そこで再編集を目標として、解読を進めることにした。

小島本陣資料の中でも注目できる資料が本陣の宿帳にあたる「休泊帳」で、正保3年(1646)～明治元年(1868)まで断続的に残されている。休泊帳は全部で6冊あり、内、現在まで7年間続けて2冊目の途中まで解読している。1冊目の正保3年(1646)～元禄14年(1701)の休泊帳は解読が終わり、当町の文化財調査報告書として刊行した。

報告書の編集にあたっては、解説は担当者である筆者が執筆したが、一部の会員に調査を協力していただいた。本文に登場する通行者を、他宿の休泊帳と比べて調査していただき、行程をまとめた一覧表を作成した。同じ距離でも移動時間に違いがあり、興味深い結果を得ることができた。本陣の休泊帳については各地で解読が進んでいるが、このように横断的に検証することはなく、会員の協力を得ることによって、資料に対する理解をより深めることができた。

6. 大磯町助役日記を解読する

古文書解読クラブでは、小島本陣の休泊帳の他に、もう一つ別の資料の解読を進めている。月1回の活動の他に、さらに古文書を解読したいという有志が活動している週1回の活動では、大正期に大磯町の助役を務めた者が作成した日記を解読している。

この日記は、関東大震災の記述を含むため、よく知られている資料ではあったが、全文の翻刻が刊行されたことはない。100年前のこととはいえ、町内には祖父母世代が関係者という方もいらっしゃる中、これまで翻刻文を刊行することがためらわれたという事情もある。また、もともとは助役を務めた者の子孫が所蔵していた民間所在資料であり、平成15年(2003)から当館の寄託資料、平成24年に正式に寄贈を受けるという変遷をたどってきた。当館の所蔵資料となることにより、ようやく研究資料として活用することができるようになったとも言える。

この日記をテキストに選ぶにあたっては、プライバシーにかかわる内容が出てくる可能性があることについて、会員に注意喚起した。当館では、博物館資料の第三者利用として、特別利用に対応する際の取扱いに係る内規(要綱)を定めている。その要綱において、国立公文書館の基準を参考に、利用制限に関する基準を設けており、最も厳しい「個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその親族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの」についても80年を目安に、公開の



歴史講座の様子

判断を検証することになっている。本誌誌については、当該基準と照らし合わせた上でテキストとして使用することは問題ないと判断した。

日誌は全部で7冊あり、7年間続けて、現在最後の7冊目を解読している³。予算の都合上、1年分を1冊として翻刻文を刊行し、現在、大正7年(1918)まで発行して、本年度は大正8年分を刊行する予定である⁴。

翻刻文の1冊目を刊行した際、クラブの会員を講師として、日誌の内容を紹介する歴史講座を実施した。これは、資料集を作成した会員から提案があって実現した企画である。講座では、1冊目に扱った大正4～5年の記述の中で、関心を持ったことをテーマに、20分程度で紹介していただいた。

さらに、この日誌については、令和2年(2020)1月1日から、ちょうど100年前に大磯で起こった出来事として、当館のウェブサイトで「100年前の大磯～小見助役の一日～」というコーナーを作り、ブログ形式で日誌の内容を紹介している。ちょうど今年は関東大震災から100年に当たり、令和5年9月1日からは震災の被害状況を、さながら実況中継のように紹介した。ブログの記事は、会員有志が原稿を作成し担当者が内容を確認して編集している。原文を意識し、さらに解説を付けるという作業であるため、担当する会員の日誌に対する理解も、より深まっていると考える。

7. おわりに

当館が実施している古文書解読クラブは、所蔵している古文書の整理を、市民と共に古文書を解読することによって進めるという目的で活動している。この目的は、10年余り活動を続けてきた中で、一貫して変わらない。この主たる目的を軸として、その都度、会員の意欲をうかがいなが



「100年前の大磯 ～小見助役の一日～」

大磯町郷土資料館ホームページ

https://www.town.oiso.kanagawa.jp/oisomuseum/kyodoshiryokan/res/100yearsago_oiso/index.html

ら、活動内容を展開してきた。見学会や展示、講座の実施は、全て担当者である筆者が想定していたとは言え、会員から自発的に提案された企画である。

古文書は、博物館の主たる事業として一般的に捉えられている展示業務だけから見れば難解で、博物館資料の中でも活用が難しいと捉えられるきらいがある。しかし、教育普及事業として、古文書解読クラブのような活動を実施すれば、大いに一般市民に対しても活用をはかることができると言えよう。

一方で、クラブの活動を通して課題と感ずることは、対象とする資料が持つプライバシーの問題や、興味関心を持つ市民と年齢層の固定化が挙げられる。この点から言えば、クラブの活動は博物館利用者の中でもコア層向けの企画と言えよう。クラブに参加するコア層から、さらに裾野を広げられるよう、今後も工夫して活動していきたい。

¹ 令和6年度から随時募集に切り替えた。

² 令和6年3月現在6人となる。

³ 令和6年1月26日をもって終了。

⁴ 令和6年3月15日刊行。



保存管理講習会(午後)の様子

第2回役員会議事報告(概要)

日時 令和5年10月31日(火) 15:30~16:20

場所 県立文書館研修・会議室

【出席者】

理事

椎木 明史 (広島市公文書館長)
新宅 美和 (尾道市企画財政部文化振興課長)
大土井伸彦 (福山市総務局総務部情報管理課長)
清水 大志 (三次市総務部付課長 代理)
本 博之 (広島県立文書館長)

監事

名越 太樹 (江田島市総務部総務課長 代理)

事務局

荒木(事務局長)、新原、西村

オブザーバー

大可 純希 (広島県総務局総務課文書グループ主事)
山元 崇生 (広島県地域政策局市町行財政課主任)

1 開会

荒木事務局長が開会を宣言し、出席者の確認を行った。上野理事(呉市総務部総務課長)・瀧熊理事(三次市総務部付課長)・新谷監事(安芸高田市総務部総務課長)・越野監事(江田島市総務課長)は欠席。

2 報告・協議事項

(1) 報告事項

- 事務局より20周年記念誌の編集状況について報告した。
- ・記念誌のタイトルを広島県市町公文書等保存活用連絡協議会設立20周年記念誌「広島県市町の文書保存の20年」(仮)としているので、ご意見をいただきたい。
- ・仕様について、仕様書(案)をもとに報告した。Web版・121ページ・写真枚数140枚程度を想定している。印刷にかかる費用が高額なため、今年度は組版業務のみとし、印刷・製本の予算が確保できれば検討する。
- ・構成について、広文協20周年記念誌構成(仮)をもとに説明した。
- ・安藤福平氏(県立文書館名誉館員・元副館長)より巻頭論文の寄稿をいただいた。
- ・登録機関の皆さんに原稿をお願いした。総務課については、アンケート形式で原稿を依頼した。アンケート回答に記載されている文章については集約して掲載した。また、選択式の項目については、表形式でまとめた。各市町の文化財担当については、代表的な文化財や活動の指針について寄稿いただいた。博物館・図書館・文書館には、各機関の活動について執筆していただいた。

・「20年のあゆみ」として、年表、総会・研修会・保存管理講習会の一覧、広文協通信の総目録、会則・設置要項、役員数・会員数の変遷などを掲載した。

・現在の編集状況については、組版業務の業者見積(3社)を行い、業者を決定し、10月30日入稿したところである。初校が出来次第、執筆者・各登録機関に校正を依頼する。令和6年3月刊行・配付を予定している。また、国立国会図書館には、オンライン資料収集制度(eデポ)で納本をする。

・20周年記念誌の原稿を出席していた役員に回覧した。

(2) 協議事項

○事務局より令和5年度研修会及び令和6年度事業について、令和5年度第1回役員会にて協議したテーマ候補について説明した。

テーマ候補①広島県における電子公文書の取組

テーマ候補②古文書(地域資料)の取扱い

テーマ候補③公文書管理の動向

○第1回役員会の協議を受けて、事務局での検討結果を説明した。

1) 令和5年度研修会

日時: 令和6年2月頃/内容: 被災資料の新たな乾燥法について(仮)/講師: 奈良県立橿原考古学研究所 奥山誠義氏・中尾真梨子氏

2) 令和6年度総会・講演会

日時: 令和6年5月頃/内容: 広島県における電子公文書の取組(仮)

3) 令和6年度行政文書・古文書保存管理講習会

(県立文書館・広文協共催)

日時: 令和6年10月頃/内容: 災害時の文書保存活動・資料ネット(仮)/講師: 国立歴史民俗博物館 天野真志氏他

※令和6年度の保存管理講習会については、「中国・四国地区文書館職員連絡会議」を広島県立文書館で開催することになったので、同時に開催する。

4) 令和6年度現地研修会

日時: 令和7年2月頃/会場・内容: 未定

○会員からの要望を踏まえながら、令和5年度研修会及び令和6年度事業について協議した。

○理事より、手法や回数、オンライン開催などを含めて検討してほしいとの意見が出された。また、テーマについて、バランスよく決める必要があるとの意見が出された。

(3) その他

理事・事務局とも特に意見が出なかった。

3 閉会

荒木事務局長が開会を宣言した。

